

## ○調布市民プールのあり方に関する検討委員会設置要綱

令和7年5月14日要綱第100号

## 調布市民プールのあり方に関する検討委員会設置要綱

## 第1 設置

調布市民プール（以下「市民プール」という。）のあり方について総合的な検討を行うことを目的として、調布市民プールのあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

## 第2 所掌事項

検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 市民プールのあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

## 第3 組織

検討委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者10人以内をもって構成する。

- (1) 有識者
- (2) 市職員
- (3) 公益社団法人調布市スポーツ協会の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

## 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から、第2に規定する所掌事項が完了するまでとする。

## 第5 委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員のうちから互選で定め、副委員長は委員長の指名による。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第6 招集等

検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

## 第7 意見の聴取等

委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

## 第8 庶務

検討委員会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課及び行政経営部企画経営課において処理する。

## 第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年5月14日から施行する。